

### 第3節 レコードを録音した放送番組等の送信可能化

レコード使用放送番組等（テレビ番組にあっては、本節の備考⑤に記載する番組派生映像を含む。）を送信可能化する場合の使用料は、次により算出した額に、消費税相当額を加算した額とする。

#### I 包括的利用許諾契約を締結する場合

##### 1 放送等と同時のストリーム送信を目的とする利用

次に掲げる番組の利用について、包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。

（１）地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                            |
|-----------|------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>5.45%       | 1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額   |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.90 %      | 1 時間当たり 1.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | c. 20%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.55%       | 1 時間当たり 0.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする |                                    |

（２）コミュニティ放送事業者が自ら制作し放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                            |
|-----------|------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>5.45%       | 1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額   |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.90 %      | 1 時間当たり 1.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | c. 20%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.55%       | 1 時間当たり 0.5 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 20,000 円とする |                                    |

(備考)

- ① 情報料又は広告料等収入がなく、放送区域内における電波不到達地域の解消を目的とした送信で別に定める基準を満たす場合は、本規定の範囲内で利用者と協議して使用料を定めるものとする。

(3) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                                |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>4.35%       | 1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.10%       | 1 時間当たり 1.2 円に番組当たり総<br>ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | c. 20%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.25%       | 1 時間当たり 0.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間を乗じて得た額 |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする |                                        |

(4) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                                |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>4.35%       | 1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.10%       | 1 時間当たり 1.2 円に番組当たり総<br>ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | c. 20%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.25%       | 1 時間当たり 0.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間を乗じて得た額 |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする |                                        |

(5) 有線放送事業者が有線放送するテレビ番組（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                                |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>4.35%       | 1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.10%       | 1 時間当たり 1.2 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | c. 20%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.25%       | 1 時間当たり 0.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする |                                        |

(6) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送するラジオ番組又は有線放送事業者が有線放送するラジオ番組（コマーシャルを除く。）（ただし、当該放送又は有線放送の対象地域に所在する事業者に向けて送信する場合に限る。）

| 情報料又は広告料等収入がある場合                   | 収入がない場合                              |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| 情報料及び広告料等収入の 7.25%                 | 1 時間当たり 4 円に番組当たり総ストリー<br>ム時間に乗じて得た額 |
| 最低使用料は、1 サービスメニューあたり月額 25,000 円とする |                                      |

(7) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送する番組  
使用レコード数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に  
満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円  
とする）。

## 2 オンデマンド型のストリーム送信を目的とする利用

放送中若しくは放送済み若しくは有線放送中若しくは有線放送済みのレコ  
ード使用放送番組等、本節の備考④記載の配信先行テレビ番組、又は同備考⑤  
記載の番組派生映像のオンデマンド型ストリーム送信について、包括的利用許  
諾契約を締結する場合の使用料は以下のとおりとする。

(1) 日本放送協会が放送したテレビ番組等

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                                |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>4.5%        | 1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.6 %       | 1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | c. 10%超<br>20%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>2.7%        | 1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | d. 10%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.8%        |                                        |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする |                                        |

(2) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会及び放送大学学園を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                                |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>4.5%        | 1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.6 %       | 1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | c. 10%超<br>20%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>2.7%        | 1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | d. 10%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.8%        |                                        |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする |                                        |

- (3) 衛星放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及び他人の委託により放送する者を除く。）が放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                                |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>4.5%        | 1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.6 %       | 1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | c. 10%超<br>20%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>2.7%        | 1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | d. 10%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.8%        |                                        |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする |                                        |

- (4) 有線放送事業者が有線放送したテレビ番組等（コマーシャルを除く。）

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                                |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の<br>4.5%        | 1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>3.6 %       | 1 時間当たり 2.4 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | c. 10%超<br>20%以下 | 情報料及び広告料等収入の<br>2.7%        | 1 時間当たり 0.8 円に番組当たり総<br>ストリーム時間に乗じて得た額 |
|           | d. 10%以下         | 情報料及び広告料等収入の<br>1.8%        |                                        |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする |                                        |

- (5) 地上放送を行う放送事業者（日本放送協会、放送大学学園及びコミュニティ放送事業者を除く。）が放送したラジオ番組（コマーシャルを除く。）

① 次に掲げる条件をいずれも満たす送信

- (ア) 送信可能化の期間が当該放送の終了時刻から起算して 1 6 8 時間を超えないこと。

- (イ) 各番組の聴取可能期間が、聴取者による当該番組の聴取開始時刻から 24 時間を超えず、かつ、累計聴取時間が 3 時間を超えることがないようにする技術的手段が講じられていること。

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                          |
|-----------|------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の 7.9%           | 1 時間当たり 6 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の 5.65 %         | 1 時間当たり 3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
|           | c. 20%以下         | 情報料及び広告料等収入の 2.25%          | 1 時間当たり 1 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする |                                  |

- ② 送信可能化の期間が当該放送の終了時刻から起算して 720 時間を超えない送信

|           |                  | 情報料又は広告料等収入がある場合            | 収入がない場合                            |
|-----------|------------------|-----------------------------|------------------------------------|
| レコード使用時間比 | a. 50%超          | 情報料及び広告料等収入の 10.5%          | 1 時間当たり 8 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額   |
|           | b. 20%超<br>50%以下 | 情報料及び広告料等収入の 7.5%           | 1 時間当たり 4 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額   |
|           | c. 20%以下         | 情報料及び広告料等収入の 3.0%           | 1 時間当たり 1.3 円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額 |
| 最低使用料     |                  | 1 サービスメニューあたり月額 50,000 円とする |                                    |

- (6) 非営利教育機関（学校教育法に定める学校に限る。）が放送した番組使用レコード数にかかわらず、年額 30,000 円とする（利用期間が 1 年に満たない場合は月額 3,000 円に利用月数を乗じた額とし、上限を 30,000 円とする）。

## II 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、I の各規定に定める最低使用料を「1 曲あたり月額 5,000 円」に読み替えて適用する。

(本節の備考)

(1) この節における用語の定義は以下のとおりとする。

① ストリーム送信

受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。

② 放送等と同時のストリーム送信

番組を放送等と同時に自動公衆送信装置に入力する方法により送信可能化する利用形態をいう。

③ オンデマンド型のストリーム送信

受信先の選択した番組を冒頭からストリーム送信する目的で、番組を自動公衆送信装置に記録し、番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、又は番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換する方法により送信可能化する利用形態をいう。

④ 配信先行テレビ番組

配信開始後 1 カ月以内に放送又は有線放送が行われる予定のテレビ番組をいう。

⑤ 番組派生映像

放送中若しくは放送済み若しくは有線放送中若しくは有線放送済みのテレビ番組又は配信先行テレビ番組から派生する下表記載の映像をいう。

|   | 映像の種類                                                                                                     | 許諾対象レコード                                                                               |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | テレビ番組の一部のみを無改変で切り出した映像                                                                                    | 本協会が管理するレコード                                                                           |
| 2 | テレビ番組の一部分を加工・編集して制作した映像であって、番組の制作過程において入手された番組素材を用いる場合はその総使用時間が全体の概ね 50%を超えないなど、放送補完目的であることを一般視聴者が認識できるもの | 本協会が管理するレコードのうち、当該テレビ番組のタイアップ曲のレコード以外については、当該映像中における同一レコードの使用時間累計が当該レコード収録時間の過半に満たないもの |
| 3 | 1 及び 2 に掲げるもののほか、テレビ番組に派生して制作する映像                                                                         | 本協会が管理するレコードのうち、当該テレビ番組本編に使用されているタイアップ曲のレコード                                           |

⑥ レコード使用時間比

送信可能化を行う番組の時間に対して、本協会が管理するレコードが使用される時間の割合をいう。

⑦ 総ストリーム時間

各受信者に対するストリーム時間（アクセス時間）を、全ての受信者について加算したものをいう。

⑧ サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1 運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

⑨ 情報料及び広告料等収入

情報料とは、送信可能化された番組の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義又は方法をもってするかを問わない。）をいう。

広告料等収入とは、番組の送信可能化にあたり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

また、情報料及び広告料等収入には、利用者が直接得る収入の他、利用者が提供するサービスにより他の者が得る収入がある場合には、その収入も使用料算定の対象とする。

⑩ 事業者

事業者とは、移動受信端末以外の装置を用いて番組を受信し、これを来場者・従業員等に聞かせるなど、業務目的で使用する者をいい、個人的に又は家庭内で聴取するために番組を受信する者を除く。

（２）この節における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。

① 非営利教育機関の使用料の取扱い

I 1（７）及び I 2（６）にかかわらず、当該規定に係る利用を併用する場合については、I 1（７）の使用料を上限とする。

② ニア・オンデマンド型のストリーム送信の取扱い

ニア・オンデマンド型（同一番組を繰り返し送信する利用形態）については、自動公衆送信装置に情報を入力する方法を用いる場合であっても I 2 の規定を適用する。

③ 情報料及び広告料等収入の取扱い

情報料及び広告料等収入について、1 ホームページで提供される複数のサービスごとに収入を区分して報告できない場合は、区分して報告できない収入に限り、以下の取扱いとすることができる。

（ア）ホームページ全体の総アクセス数に対する当該番組配信サービスのページのアクセス数比率（又はそれに相当するもの）を、収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の収入とすることができる。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。

(イ) 上記(ア)の方法により難しい場合は、サービスの目的及び態様、その他の事情に応じて利用者と協議のうえ、使用料算定の際の収入とすることができる。

#### 第4節 レコード実演を録音した放送番組等の送信可能化

レコード実演を録音した放送番組等を送信可能化する場合の使用料は、前節Ⅰ2又はⅡの規定を準用して定める。